原子力利用における安全対策の る法律案に対する附帯決議 強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一 部 を改正

す

平成二十九年四月六日 院 環 境 会

政 本法の施行に当たり、 次の事項について適切な措置を講ずべきである。

係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。 等の把握 出 本改正により国際規制物資使用者間 「入が可能となった場合、 が煩雑になることも考えられることから、 取引の増加に伴い核燃料物質の移動が活発になることが予想され、 での少量核燃料物質の譲渡し 少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、 又は譲受け、 国際規制物資使用者による少量核燃料物 これにより少量核燃料物質 国際規制 物資 使 質 用者に 0 所在 の輸

めるとともに、 原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に あらかじめ 適切な公表の方法を定めた上で、 定期的に公表すること。 求

5 督を行うこと。 に当たること。 中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設については、 その間、 事業者によって安定的に事業が継続されるよう、 また、 事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、 放射能力 当該事業者の 濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことか 体制強化を図る施策の実施も含め、 国が責任を持ってその 必要な指 対

匹 業者と立地地域の合意形成が進むよう、 放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たっては、有害物質であるポリ塩化ビフェニルのように、民間 画 が 頓挫したケースも過 また、 放射性 廃 棄物 去 0 に見られることから、 埋設の事業を円滑に実施するためには立地 国も積極的 立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積 に働きかけていくこと。 自 治体及び地元住民の協力が欠かせないことか 極的 主導 に 0 に関与す 処理 $\overline{\mathcal{O}}$

五 明すること。 とされていない 方で、 指定廃棄物埋設区域 再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、 ことから、 制度の 当該廃棄物に係る規制基準に 創設に伴い、 発電用原子炉及び試験研究炉施 炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象 ついても早急に検討を進 設 の規制基準 か、 その結果を国民に分かりやすく、 策定に向け た検討が今後進むこととなる 丁寧に

つつ、バックフィットの 原子力規制委員会は、 今 回 運用に関するルールや判断基準を明確化し、規制化 新設される第六十二条の二の二の趣旨を踏まえ、 するためのプロセスを整備すること。 国際的 な基準や先行する海外事例との

七、 事故の教訓を踏まえ、科学的・ 実 今回 性を高 の検査制度の見直しにおいては、国際原子力機関による総合規制評価サー め、 実質的な安全性を効果的 技術的知見を基本に、 に向上させることができる規制体系となるよう特段の配慮を行うこと。 国際的な基準や先行する海外事例との整合を図りつつ、 -ビスの 指 摘や東京電力福島第一原子力発電 原子 力安全 制 所 \mathcal{O}

不 原子力規制検査及び総合的な評定に当たっては、国際原子力機関による総合規制評 |影響程度で判定するといった考え方で厳格に検査を行うという指 \mathcal{O} 検証を行いながら、 継続的な改善を図っていくこと。 摘の理念が実現されるよう実施すること。 に価サー ビスの指摘を踏まえ、安全への実質 また、 見直

九、 性や予見性 原子 法をマニュアル等で明確化するなどにより実効性ある運用がなされるよう十分な体制を整備すること。 力規制検査 透明性を確保する観点から、 一の導入に当たっては、安全上の重要性やリスク評 原子力事業者等との緊密かつ継 .価に着目して検査対象の選定を行い、その 続的 なコミュニケーションを図 り 0 運用 その具体的 や判定の 貫 な

原子力規制検査の運用においては高 組 みを整備 ・公表するとともに、 同 検 1 査の 能 力が検査官に求められることから、 運用に必要な人員を十分に確保 同 検査 検査 $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 運 実効性を担保すること。 用開始までに資格付与等の 能 力管

十· 一、 を含めた十分な検討を行い、 規制 な混 乱が生じることのないよう、十分な準備期 体系の大幅な変更を伴う新たな検査 新旧制度間 の円滑な移行に万全を期すこと。 制度の 間を設定するとともに、 導入に当たっては、 原子 その 力事業者 運用開 1等の実務を担う現場にお 始までに実際の 運用のため いて過度な負担や Ď 評 価

たっては、 原子力規制委員会は、原子力規制に関する理解と信頼をより一層高めるため、見直し後の検査制度に基づく取組状況 国民に分かりやすく説明するとともに、 根拠等含め明確 かつ具体的に国民に対しても分かりやすく公表すること。 国会に定期的に報告すること。 特に、 原子力規制検査及び総合的 な評 定の結果に当 につい

にとどまることなく、自らの 続等に係る諸課題に関して、 原子力規制委員会は、 国 迅速かつ不断の改善に マネジメントシステムの確立、 際原子力機関による総合規制評価サービスの報告書を真摯に受け止め、今回の検査制 取り組むとともに、 原子力事業者等とのコミュニケーション、高経年化に関する認可手 その状況を国会にも分かりやすく報告すること。 度の見直し

十四、 おり、 分の合理化に係る規定を整備すること。 放射性同位元素、 多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、 放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、 これらの施設を所管する関係各法律におい 医療機関、 民間企業等において幅広く使用されて ても、 早期 処理

担を強いることとならないよう制度を構築すること。 はセキュリティとセーフティの内容が重複し混乱を来すのではないかとの懸念が示されていることから、 特定放射性同位元素防護規程 の届 出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、 事業者に対し過度な負 事業者か

かり、 防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなってきているものの、 必要な支援策を検討すること。 廃棄され ずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、 防護措置が義務付けられることとなる装置の廃 同装置を廃棄するには多大な費用 棄に が 対 カコ

右決議する。